

宇土市告示第20号

宇土市結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月19日

宇土市長 元 松 茂 樹

宇土市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚に伴う新生活を開始する際の経済的な負担を軽減することにより、定住・移住の促進及び少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対する補助金に関し、宇土市補助金等交付規則（昭和49年宇土市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 次に掲げる費用をいう。
 - ア 住宅取得費用 婚姻を機に本市で住居を取得する際に要した費用のうち、住宅の購入費をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅に限る。
 - イ 住宅賃借費用 婚姻を機に本市で住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当の支給を受ける場合又は公的制度による家賃補助を受けている場合は、当該住宅手当及び当該家賃補助に相当する額を除く。
 - ウ リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築若しくは改築又は設備更新等の工事費用（倉庫又は車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に実施したリフォームに限る。
- (3) 引越費用 婚姻を機に本市への転入又は本市内での転居に伴い引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (4) 継続補助対象世帯 前年度に当該補助金の交付を受けた世帯であって、その受給額が1世帯当たりの補助上限額として定める額に達していない世帯をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付の対象となる世帯は、新婚世帯又は継続補助対象世帯であって、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請日において、夫婦の双方又は一方の住居費又は引越費用に係る住居の住所が本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。

- (3) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、申請日において市税等（規則第3条第3項に規定する市税等をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。
- (4) 過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、継続補助対象世帯については、この限りでない。
- (5) 国、県、市等から同様の趣旨の補助を受けたことがないこと。
- (6) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員が、宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。ただし、新婚世帯の2親等以内の親族に支払われた費用を除く。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払われた、補助対象経費の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に定める額を上限額とする。

- (1) 新婚世帯については、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、新婚世帯のうち婚姻日において夫婦の年齢が共に満29歳以下であるときは、60万円を上限とする。
- (2) 継続補助対象世帯については、前年度における補助上限額から前年度の補助金交付済額を控除した額を上限とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇土市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 夫婦の双方の直近の所得証明書
- (3) 夫婦の双方又は一方の住居費又は引越費用に係る住居の住所が記載されている住民票の写し
- (4) 夫婦及び住所を同じくする世帯全員の市税等に滞納のないことを証する書類又は同意書（規則様式第1号その2）
- (5) 住居費が分かる契約書及び支払を証明する書類の写し
- (6) 引越費用の支払を証明する書類の写し（引越しをした場合に限る。）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（賃借の場合に限る。）
- (8) 貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し（貸与型奨学金を返還している場合に限る。）
- (9) 建物の不動産登記全部事項証明書（住宅の新築又は購入の場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により申請があった場合は、その申請内容を審査し、宇土市結婚新生活支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通

知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに宇土市結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に、第6条に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その申請内容を審査し、補助金の額に変更が生じるときは宇土市結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、第7条又は前条第2項の規定により補助金の交付決定又は変更交付決定の通知を受けた場合は、速やかに宇土市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、交付決定者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の額の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 前号に定めるもののほか、補助金を交付することが適当でない市長が認めたとき。

(報告等)

第11条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

第12条 交付決定者は、報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する

